

こんな時は届け出を！！

農地を相続や売買等により組合員資格が変更した場合

「組合員資格得喪通知書」を提出してください

土地改良区は「市役所や法務局」と連携しておりませんので、所定のお手続きがお済みの場合でも名義の変更等は行われません。

組合員資格に変更（住所や氏名等）が生じた場合は、提出する必要があります。

～組合員資格見直してみませんか？～

土地改良区の組合員（事業参加資格者）とは、自作地では所有者（自分の農地を自分で耕作している人）または貸借地では耕作者（他人の農地を借りて耕作する権利を有している人）が組合員であると土地改良法に規定されております。

今後、農業経営の規模拡大を目指す農業者の方々に、農地が集積され地域の農業が益々発展していけるよう、今一度、組合員資格を見直してみたいはいかがでしょうか。

農地を農地外（宅地や道路等）へ転用される（された）場合

申請内容により

「農地転用等の通知書」、「開発行為等に伴う排水同意申請書」、「地区除外申請書」を提出し、必要な手続きを行ってください。申請のご相談は、管轄の支所にお問合せください。

なお、農地を転用される（された）場合は、決済金が必要になります。

※決済金とは、転用により受益地が減少した後も、組合員の負担が過重にならないよう、事前に決済していただく費用です。

公共事業による転用や国土調査により地目が変更になった場合も同様の手続きが必要です。

賦課金に関するお知らせ

～口座振替のお申込みについて～

納期限内に指定口座から自動引落しで納入できます。一度お申込みいただければ、翌年度以降も自動継続されますので、是非、ご利用ください。

なお、お申込みは随時受付しておりますが、令和6年度分のお申込みは、**令和6年6月28日(金)まで**となりますので、申込用紙やその他のご相談は、最寄りの支所へお問合せください。

～コンビニやスマホアプリでも納入できます～

詳しくは賦課金通知書の裏面をご覧ください。

～未収賦課金の対応～

年々、賦課金の未納が増加しております。賦課金は、農業用施設の維持管理や改良区の運営費等に充てられており、組合員の皆様が将来にわたり安定的に農業が営めるよう、未収賦課金の早期納入にご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

納期限を過ぎると延滞金が発生し、また、督促から一定期間が過ぎると**滞納処分の実施**や**徴収を顧問弁護士へ委託する場合があります**ので、ご了承ください。

なお、未収金のお支払い等に関するご相談は、管轄の支所までご連絡ください。

お問合せ先

香取支所

☎ 0478-54-3566 FAX 0478-54-3904
〒287-0005 香取市佐原ホ689

山武支所

☎ 0479-82-8820 FAX 0479-82-8851
〒289-1746 横芝光町寺方515-1

長生支所

☎ 0475-34-3113 FAX 0475-34-3178
〒299-4114 茂原市本納3041

広告を募集します

発行部数：21,700部（年2回）
※内容によっては掲載をお断りする場合がございます。

○申込・問合せ先
両総土地改良区 総務課
TEL 0475-52-3145